

鳥取県告示 377 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	倉吉市障害者地域生活支援センターぼかぼか	倉吉市幸町529	平成20年3月31日